

第2回岡山盲学校及び岡山聾学校の校舎等整備に係る基本構想検討委員会
開催要項

【期日】令和6年1月9日（火）

【時間】14:00～16:00

【場所】ピュアリティまきび 飛翔

1 開 会

2 議 題

(1) 第1回基本構想検討委員会議事概要について

(2) 基本構想（素案）について

(3) 今後のスケジュール

3 閉 会

第2回岡山盲学校及び岡山聾学校の校舎等整備に係る基本構想検討委員会 出席者名簿

1 委員

(敬称略)

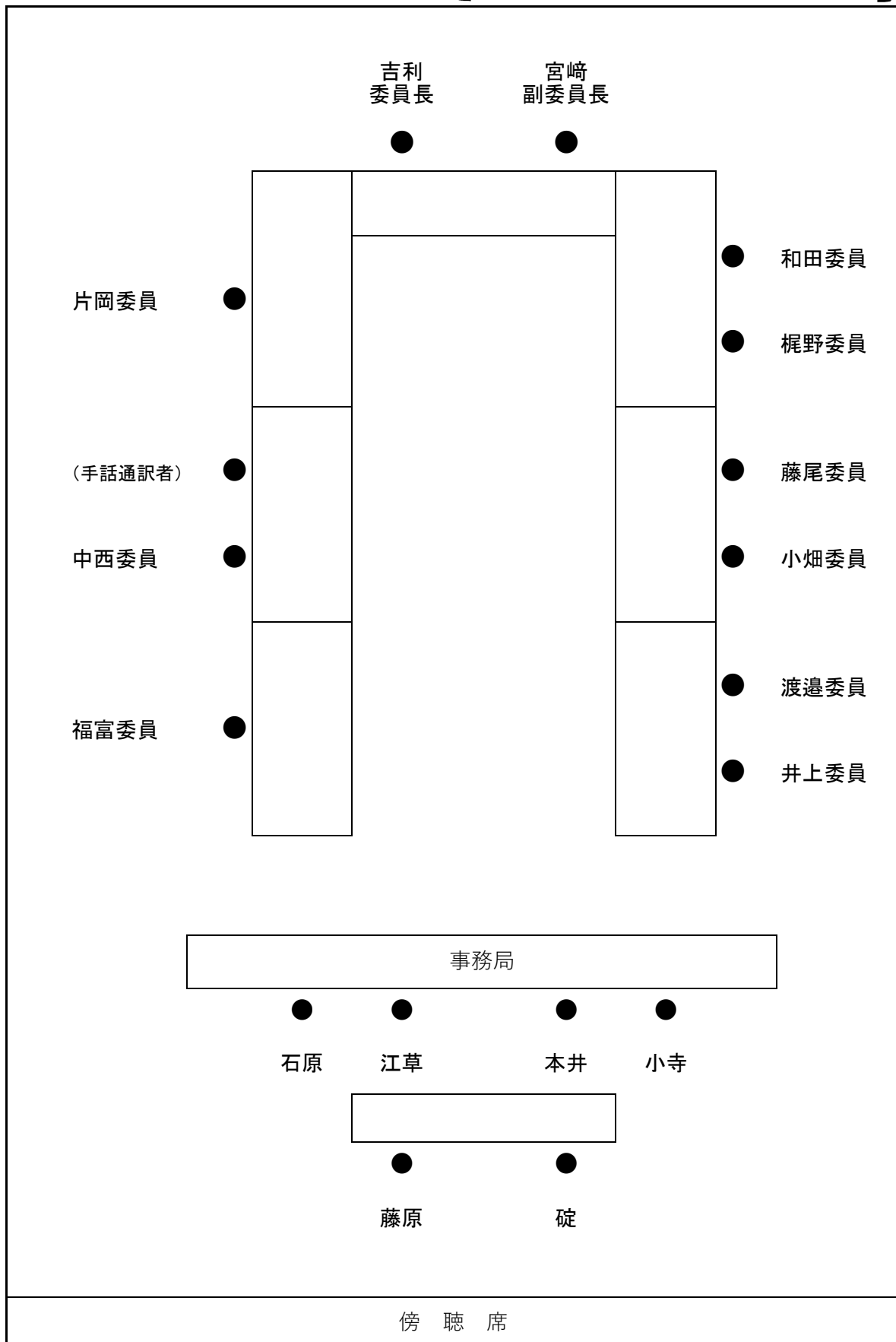
区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
学 識 経 験 者	吉 利 宗 久	岡山大学学術研究院教育学域 教授
福 祉 関 係 者	片 岡 美 佐 子	社会福祉法人 岡山県視覚障害者協会 会長
	中 西 厚 美	公益社団法人 岡山県聴覚障害者福祉協会 会長
学 校 関 係 者	宮 崎 善 郎	県立岡山盲学校 学校運営協議会 会長
	福 富 泰 代	県立岡山聾学校 学校運営協議会 会長
保 護 者	和 田 拓 也	県立岡山盲学校 PTA会長
	梶 野 美 紀	県立岡山聾学校 PTA会長
学 校	藤 尾 愛 一 郎	県立岡山盲学校 校長
	小 畑 季 子	県立岡山盲学校 教諭
	渡 邊 徹	県立岡山聾学校 校長
	井 上 万 由 子	県立岡山聾学校 教諭

2 事務局

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
事 務 局	江 草 大 作	教育庁特別支援教育課 課長
	本 井 健 太	教育庁特別支援教育課 副課長
	小 寺 展 代	教育庁特別支援教育課 総括副参事
	石 原 光 泰	教育庁特別支援教育課 総括主幹
	碓 加 代	教育庁特別支援教育課 指導主事(主任)
	藤 原 由 典	教育庁財務課 副課長

第2回岡山盲学校及び岡山聾学校の校舎等整備に係る
基本構想検討委員会 配席図

令和6年1月9日(火)
14:00~16:00
ピュアリティまきび 飛翔



岡山盲学校及び岡山聾学校の校舎等整備に係る基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県における視覚障害教育及び聴覚障害教育の一層の推進に資するため、岡山盲学校及び岡山聾学校の校舎等整備に係る基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、その結果を岡山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 岡山盲学校及び岡山聾学校の校舎等整備に関する事項
- (2) 岡山盲学校及び岡山聾学校の教育内容に関する事項
- (3) その他基本構想に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、福祉関係者、学校関係者、保護者等の中から教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときは、各委員の承諾を得て、任期を延長することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、岡山県教育庁特別支援教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。